セレスポ

第44回
定時株主総会招集ご通知

日　時

2021年6月22日（火曜日）
午前10時（受付開始午前9時）

場　所

東京都豊島区南大塚三丁目33番６号
ホテルベルクラシック東京　８階　ラプソディ
（末尾の「会場のご案内」をご参照ください）

決議事項

第１号議案　取締役1名選任の件
第２号議案　監査役1名選任の件
第３号議案　会計監査人選任の件

株主の皆さまへのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、可能な限り郵送またはインターネットによる議決権の事前行使をお願いいたします。
また、株主総会後の懇親会およびお土産のお渡しは、感染予防の観点から中止とさせていただきます。
尚、新型コロナウイルス感染症への対応の詳細につきましては本招集通知３ページをご参照ください。

株式会社セレスポ
証券コード 9625

ご　挨　拶

株主の皆さまにおかれましては、日頃セレスポに対し、ご理解とご支援を賜り感謝申し上げます。

さて、当社第44回定時株主総会を6月22日（火）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

第44期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の概況および株主総会の議案についてご説明申し上げますので、御高覧くださいますようお願い申し上げます。

2021年6月

代表取締役社長　稲葉利彦

目次

第44回定時株主総会招集ご通知 …… 1

株主総会参考書類

第１号議案　取締役１名選任の件…… 6
第２号議案　監査役１名選任の件…… 7
第３号議案　会計監査人選任の件…… 8

（添付書類）

事業報告

１．会社の現況に関する事項…… 9
２．会社の株式に関する事項…… 17
３．会社の新株予約権等に関する事項…… 18
４．会社役員に関する事項…… 19
５．会計監査人に関する事項…… 25
６．業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項…… 25
７．業務の適正を確保するための体制の運用状況…… 27
８．剰余金の配当等の決定に関する方針…… 28

計算書類

貸借対照表…… 29
損益計算書…… 30

監査報告書

会計監査人の監査報告…… 31
監査役会の監査報告…… 33

証券コード　9625
2021年６月４日

株　主　各　位

東京都豊島区北大塚一丁目21番５号
株式会社セレスポ
代表取締役社長　稲　葉　利　彦

第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第44回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、日本政府による緊急事態宣言および東京都による緊急事態措置など、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆さまにおかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、後述の「議決権行使についてのご案内」に従って、2021年６月21日（月曜日）午後５時30分までに、議決権を行使していただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

1．日　時	2021年６月22日（火曜日）午前10時（受付開始午前９時）
2．場　所	東京都豊島区南大塚三丁目33番６号 ホテルベルクラシック東京　８階　ラプソディ （末尾の「会場のご案内」をご参照ください）
3．株主総会の目的事項	**報告事項**　第44期（2020年４月１日から2021年３月31日まで） 事業報告および計算書類報告の件 **決議事項**　第１号議案　取締役１名選任の件 第２号議案　監査役１名選任の件 第３号議案　会計監査人選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「会計監査人に関する事項」「業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項」「業務の適正を確保するための体制の運用状況」および計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第14条に基づきインターネット上の当社ウェブサイト（https://www.cerespo.co.jp/ir/stock/meeting.php）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告および会計監査報告を作成するに際して監査役および会計監査人が監査をした事業報告および計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト（https://www.cerespo.co.jp/ir/stock/meeting.php）に掲載いたしますのでご了承ください。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う対応について

株主総会当日も未だ新型コロナウイルス感染拡大が収束されていないことが見込まれますので、株主の皆さまには、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、可能な限り郵送またはインターネットによる議決権の事前行使をお願いいたします。

また、本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

尚、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた株主総会開催上の注意事項および対応につきましては、状況に応じて変更が生ずる場合がございます。変更のお知らせにつきましては、当社のウェブサイトに掲載させていただきます。

さらに、新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合がありえます。当日ご来場いただく場合でも、事前に、当社のウェブサイトを必ずご確認くださいますようお願いいたします。

時節柄、株主の皆さまのご理解ならびにご協力をお願いいたします。

会場での対応

・会場入り口ではアルコール消毒液による消毒のご協力をお願いするとともに、非接触型体温計による検温にご協力いただく場合がございます。また、明らかに体調不良と見受けられる方や、海外から帰国されてから14日間が経過していない方には、入場をお断りする場合がございます。
・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認の上マスク着用で応対をさせていただきます。
・株主総会会場では、感染予防のため、例年より間隔をあけた座席配置とするため、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。
・例年開催しておりました株主総会後の懇親会およびお土産のお渡しは、感染予防の観点から中止とさせていただきます。

株主総会動画配信

・新型コロナウイルス感染症の影響等により本会場にご出席いただけない株主様のために、当社のウェブサイト（https://www.cerespo.co.jp/ir/stock/meeting.php）にて株主総会の模様をライブ配信する予定です。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2021年6月22日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月21日（月曜日）
午後５時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月21日（月曜日）
午後５時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

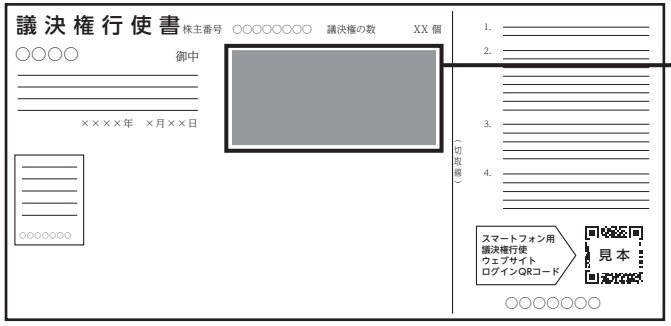

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 賛成の場合　≫　「賛」の欄に○印
- 反対する場合　≫　「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

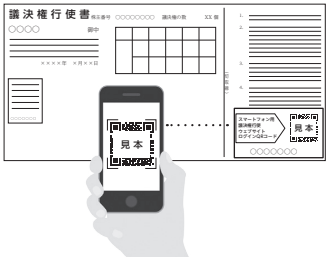

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

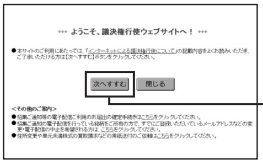

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

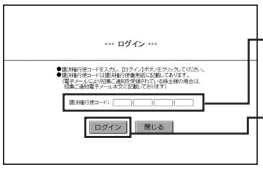

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9：00～21：00）

株主総会参考書類

第１号議案　取締役１名選任の件

当社の経営基盤ならびにコーポレート・ガバナンスの一層の強化のため、取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次の通りであります。

氏　　名 （生年月日）	略　　歴 （地位および担当ならびに重要な兼職の状況）	所有する 当社株式の数
 林（はやし）　秀紀（ひでき） （1974年3月5日生）	1996年４月　当社入社 2010年４月　当社愛知支店長 2013年４月　当社名古屋支店長 2018年４月　当社執行役員名古屋支店長（現任）	0株
	取締役候補者とする理由	
	林秀紀氏は、当社入社以来、営業分野において幅広い業務に従事し、愛知支店長や名古屋支店長を歴任され、2018年に執行役員に就任しております。執行役員就任後は、その卓越した見識と実績を生かし、全国の営業拠点を牽引しております。かかる豊富な経験と実績は、取締役会における適切な意思決定に資するとともに、今後の事業展開および企業価値向上に寄与することが期待できることから、取締役候補者といたしました。	

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により補填することとしています。候補者の選任が承認された場合、当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定であります。

第２号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって辞任により監査役を退任されます水越潤氏の補欠として、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、新たに選任された監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略　　歴 （地位ならびに重要な兼職の状況）	所有する 当社株式の数
 中澤（なかざわ）　龍男（たつお） （1957年11月17日生）	1981年４月　日産自動車株式会社入社 2001年２月　日産自動車株式会社退社 2001年３月　当社入社 2001年４月　当社総務部長 2008年４月　当社総務部長 兼 内部監査室長 2011年４月　当社東京支店次長 2012年４月　当社業務支援部次長 2017年３月　当社事業支援部営業推進室（現任）	23,000株
	監査役候補者とする理由	
	中澤龍男氏は、日産自動車株式会社において豊富な国際経験を有しており、当社入社後は人事、総務、内部監査、営業、営業支援と多様な業務を歴任しております。その豊富な経験と幅広い見識は、監査役として公正中立的で実効性の高い提言が期待できることから、監査役候補者といたしました。	

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．当社は、当社監査役との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。候補者の選任が承認された場合、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とするものであります。

３．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により補填することとしています。候補者の選任が承認された場合、当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定であります。

第３号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会がアスカ監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人に必要とされる専門性、独立性および品質管理体制等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

（2021年3月31日現在）

名　　称	アスカ監査法人
事　務　所	主たる事務所　東京都港区西新橋2丁目7番4号CJビル6階 その他の事務所　大阪府大阪市北区梅田1丁目2番2号大阪駅前第2ビル3階
沿　　革	１９８４年　９月　アスカ公認会計士共同事務所設立 １９８７年　４月　アスカ監査法人設立 ２００４年　４月　大阪事務所開設 ２００４年１０月　ＴＩＡＧのメンバーファームとなる ２０１０年　９月　ＰＣＡＯＢに登録
概　　要	資本金　１７百万円 構成人員（非常勤含む） 社員（公認会計士）　６名 専門職員（公認会計士）　１９名 （公認会計士試験合格者）　１１名 （その他の職員）　５名 合　計　４１名 被監査会社数　４２社
国　際　業　務	TIAG（The International Accounting Group）に加盟

以　上

（添付書類）

事業報告 （2020年４月１日から2021年３月31日まで）

1 会社の現況に関する事項

１．事業の経過およびその成果

当社は2018年４月にスタートした「中期経営計画Ⅳ」に基づき、収益性の向上に向けて取り組んでまいりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大等による緊急事態宣言及びイベントの開催制限の発出を受け、多くのイベントの開催が自粛されました。

また、国民体育大会及び国際的スポーツ大会の延期等の影響もあり、引き続き厳しい状況が続いております。

売上高については、案件数が減少し、単価も低下しました。その結果、12,195百万円の減収となりました。

費用については、外注費の減少等に伴い、売上原価が8,151百万円減少しました。

また、在宅勤務など感染被害の防止に対応した費用も発生しましたが、経費削減に努めました。

この結果、売上高は4,394百万円（前年同期の売上高は16,589百万円）、営業損失は1,829百万円（前年同期の営業利益は1,208百万円）、経常損失は1,528百万円（前年同期の経常利益は1,220百万円）、当期純損失は1,107百万円（前年同期の当期純利益は802百万円）となりました。

このような状況の中、当社はお客さまはもとより、当社で働くすべての者の安全に留意して、感染防止及び拡大防止に努めてまいりました。加えて在宅勤務を推奨すると共に、フレックス制度を活用し時差出勤と短時間勤務を実施しております。また、社内及び社外関係者との会議等においては、オンラインを活用しております。さらに、イベントにおいては、お客様と協議を行い、感染防止及び拡大防止に配慮してまいりました。

当社としては、引き続き中期経営計画Ⅳに掲げた「継続企業の確立」のため、①経営理念の実践、②企業力の増強、③イベント・ソリューション・パートナーの実現に取り組んでまいります。

この点、全社における事例の共有・発表会をオンラインで実施することにより、ベストプラクティスの共有及び業務の実践に生かし、社員のスキルを向上することに力を入れてまいりました。

（単位：百万円）

区分	第43期（2019年度）	第44期（2020年度）	増減額	増減率
売上高	16,589	4,394	△12,195	△73.5%
営業利益	1,208	△1,829	△3,038	－%
経常利益	1,220	△1,528	△2,748	－%
当期純利益	802	△1,107	△1,909	－%

各部門別の状況は次のとおりであります。

基本事業部門：前述の新型コロナウイルスの感染拡大等による影響を受けた結果、売上高は3,255百万円と前年同期比70.1％の減収となりました。
（注）基本事業部門におけるスポーツとは、スポーツ事業部門が担当する領域以外のスポーツイベント（地方自治体や民間企業などからの受託）を意味しております。

スポーツ事業部門：前述の新型コロナウイルスの感染拡大等による影響を受けた結果、売上高は962百万円と前年同期比70.0％の減収となりました。

競争事業部門：前述の新型コロナウイルスの感染拡大等による影響を受けた結果、売上高は175百万円と前年同期比92.9％の減収となりました。

部門別の売上高の明細は次表のとおりであります。

（単位：百万円）

部　　門	売　上　高	構成比	前期比増減	主　要　領　域
基　本　事　業	3,255	74.1%	△7,630 (△70.1%)	各営業拠点が担当する、様々なイベント領域
スポーツ事業	962	21.9%	△2,249 (△70.0%)	中央競技団体等が開催するスポーツ・競技に関するイベント領域
競　争　事　業	175	4.0%	△2,314 (△92.9%)	皇室ご臨席行事を中心とした全国持ち回りで開催されるイベント領域
合　　計	4,394	100.0%	△12,195 (△73.5%)	

2．設備投資等の状況

当事業年度において実施した設備投資等の総額は11百万円で、その主なものは、資材の取得８百万円とシステム構築費３百万円であります。

3．資金調達の状況

当事業年度においては、特筆すべき資金調達はありません。

4．財産および損益の状況の推移

区　分 ＼ 期　別		第41期 (2017年４月１日から 2018年３月31日まで)	第42期 (2018年４月１日から 2019年３月31日まで)	第43期 (2019年４月１日から 2020年３月31日まで)	第44期(当事業年度) (2020年４月１日から 2021年３月31日まで)
売上高	（千円）	12,607,042	11,975,514	16,589,632	4,394,504
経常利益	（千円）	608,046	485,763	1,220,475	△1,528,152
当期純利益	（千円）	379,129	308,945	802,234	△1,107,562
１株当たり当期純利益	（円）	69円18銭	56円23銭	145円41銭	△199円97銭
総資産	（千円）	7,758,119	7,825,053	8,987,161	8,437,966
純資産	（千円）	4,900,579	5,102,365	5,797,896	4,552,495

（注）１．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

２．当社は、2020年４月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っております。１株当たり当期純利益については、第41期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

5．対処すべき課題

当社の対処すべき課題として以下の事象が発生しております。

（1）新型コロナウイルス感染症の拡大について

新型コロナウイルスの感染拡大等による緊急事態宣言及びイベントの開催制限の発出を受け、多くのイベントの開催が自粛され、リスクが顕在化し、新型コロナウイルス感染症の収束時期が不透明な状況が続いております。

また、国際的スポーツ大会等の延期の影響もあり、引き続き厳しい状況が続いております。

（2）継続企業の前提に関する重要事象等について

当社は当第１四半期より継続して営業損失を計上していることにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が発生していると認識しております。

これに関して、取引銀行との当座貸越契約等により必要な運転資金を確保しております。

以上の状況により、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

当社のビジネスモデルの目的は、直接体験の場であるイベントを通じて体験価値を提供し、世の中に当社がなければあり得なかった、楽しいこと、新しいことを人々にたくさん提供することで、笑顔や感動を創出し、顧客の目的実現に向けたソリューションを提供していくことにあります。

当社としては、引き続き2018年4月からスタートしました「中期経営計画Ⅳ」で掲げました「継続企業の確立」のため、①経営理念の実践、②企業力の増強、③イベント・ソリューション・パートナーの実現に取り組んでまいります。

継続企業の確立

①経営理念の実践

当社は「イベントを通じて笑顔のある明るい社会づくりに貢献する」ことを経営理念として掲げ、社会・株主・顧客・取引先・社員の各ステークホルダーへの貢献を実践してまいります。この経営理念を基本として、コンプライアンスの遵守を徹底し、ステークホルダーへの配慮が行き届き、エシカルアプローチ※が社会課題のソリューションを提供している状態を実現し、社会からの好感が得られる企業を目指します。

※エシカルアプローチ：人として正しい行動をビジネスで体現すること。

②企業力の増強

収益力、成長力、人材創造力、ブランド力、企業統治力において出来るかぎり高い水準を実現してまいります。そのために、顧客起点の発想と現場力の発揮により、顧客の目線での課題を見出し、ソリューションを提供し、知識と技術の伝承による質の高いイベントを提供することで、顧客を魅了し続けることを目指してまいります。

成長力では、事業を「基本事業」「スポーツ事業」「競争事業」の3つに分けて、各々の成長を図る施策を実行してまいります。併せて、働き方改革、健康経営にも取り組み、働きやすい労働環境を実現してまいります。

③イベント・ソリューション・パートナーの実現

「顧客起点の発想」と「現場力の発揮」を実践し、クオリティーの高いサービスを提供していくことで、「顧客から信頼され、企画の早い段階から共に作業し、あらゆる段階における顧客の課題を解決してイベントに期待される効果を実現する」という企業像を実現し、「顧客から選ばれる会社」を目指してまいります。

6．重要な親会社および子会社の状況

親会社および子会社はありません。

7．主要な事業内容（2021年３月31日現在）

当社は、イベント制作を主な事業とし、基本事業、スポーツ事業、競争事業の各分野において企画、会場設営、演出・進行、運営等の事業活動を展開しております。

全国に展開する支店網とお客さまの想いを形にする「顧客起点」、様々なイベントに対応しサポートできる「現場力」を最大限に生かし、お客さまの期待や課題に応え、イベントに関わる人々の感動と笑顔を創り続けてまいります。

8．主要な事業所（2021年３月31日現在）

名　　称	所　在　地	名　　称	所　在　地
本社	東京都豊島区	千葉支店	千葉県千葉市
群馬物流センター	群馬県前橋市	東京支店	東京都豊島区
埼玉物流センター	埼玉県三芳町	ＳＰ・ＰＲイベントオフィス	東京都豊島区
札幌支店	北海道札幌市	西東京支店	東京都国立市
仙台支店	宮城県仙台市	横浜支店	神奈川県横浜市
福島支店	福島県郡山市	岐阜支店	岐阜県岐阜市
群馬支店	群馬県前橋市	名古屋支店	愛知県名古屋市
大宮ソニックオフィス	埼玉県さいたま市	大阪支店	大阪府大阪市
さいたま支店	埼玉県さいたま市	高松支店	香川県高松市
ゴルフトーナメントオフィス	埼玉県三芳町	福岡支店	福岡県福岡市

9．従業員の状況（2021年３月31日現在）

従　業　員　数		前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	314名	6名増	44歳8ヶ月	17年2ヶ月
女性	113名	6名増	37歳8ヶ月	10年11ヶ月
合計または平均	427名	12名増	42歳10ヶ月	15年6ヶ月

（注）上記従業員数は、正社員、顧問、嘱託、契約社員を合計した記載となっております。

10．主な借入先（2021年３月31日現在）

借　　入　　先	借入金残高（千円）
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	400,000
株式会社三井住友銀行	400,000
株式会社りそな銀行	400,000
株式会社みずほ銀行	350,000
株式会社東和銀行	300,000
三井住友信託銀行株式会社	100,000

2 会社の株式に関する事項（2021年３月31日現在）

1．発行可能株式総数　22,000,000株

2．発行済株式の総数　5,703,500株

3．株主数　3,094名

4．大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
株式会社スマイル	1,100	19.84
セレスポ従業員持株会	457	8.24
三木　征一郎	155	2.81
稲葉　利彦	129	2.33
衣笠　純	94	1.71
北原　美子	80	1.44
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	79	1.42
日本証券金融株式会社	67	1.21
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	55	0.99
水越　潤	54	0.97

（注）１．当社は、自己株式を159,155株保有しておりますが、上記株主からは除外しております。
２．持株比率は、自己株式を控除して算出しております。
３．2020年４月１日付にて実施した株式分割（１株を２株に分割）に伴い、発行可能株式総数は、11,000,000株、発行済株式の総数は、2,851,750株それぞれ増加しております。

5．当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数（株）	交付対象者数（人）
取締役（社外取締役を除く）	20,369	7

（注）当社の株式報酬の内容については、事業報告20ページ「４.取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項（2021年３月31日現在）

１．取締役および監査役の氏名等

会社における地位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	稲葉（いなば）　利彦（としひこ）	一般社団法人 日本イベント産業振興協会　理事
専務取締役	田代（たしろ）　剛（つよし）	統括本部長 兼 事業本部長
常務取締役	鎌田（かまた）　義次（よしじ）	統括本部副本部長 兼 事業本部副本部長 営業推進室開発案件管掌 スポーツ事業部管掌 排球堂マーケティング株式会社　社外取締役
常務取締役	生田（いくた）　茂（しげる）	統括本部副本部長 兼 コーポレート本部長
取締役	宮田（みやた）　一哉（かずや）	社長室長
取締役	堀貫（ほりぬき）　貴司（たかし）	コーポレート本部副本部長 兼 人事総務部長
取締役	松田（まつだ）　英彦（ひでひこ）	事業本部副本部長 兼 事業支援部長 兼 営業推進室長
社外取締役	野末（のずえ）　正博（まさひろ）	株式会社東京メガネ　顧問
常勤社外監査役	松井（まつい）　敏彦（としひこ）	
監査役	水越（みずこし）　潤（じゅん）	
社外監査役	奥田（おくだ）　かつ枝（かつえ）	株式会社九段緒方ホールディングス　代表取締役 株式会社九段都市鑑定　代表取締役

（注）１．監査役　松井敏彦氏は、IT部門に長く従事。その間、電気事業連合会に派遣。その後、株式会社日本フットボールヴィレッジ取締役（非常勤）、東京電力株式会社理事、東京パワーテクノロジー株式会社常務取締役を歴任しており、常勤社外監査役としてコーポレート・ガバナンス向上のため、適法性と妥当性の観点から監査を行う知見を有しております。

２．社外取締役　野末正博氏、社外監査役　松井敏彦氏、社外監査役　奥田かつ枝氏は、独立役員であります。

2．責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および監査役３名との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とするものであります。

3．役員等賠償責任保険契約の内容の概要

①被保険者の範囲

当社の取締役および監査役

②保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補填するもの。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じている。保険料は全額当社が負担する。

4．取締役及び監査役の報酬等

（１）役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年２月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

①当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

②基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、当社の業績、従業員給与の水準、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

③業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績を反映した現金報酬とし、役員賞与として支給する。これは、期末決算時に事業年度の売上・利益等の目標値に対する達成度合いに応じて算出される。ただし、役員賞与は毎年、一定の時期に支給されるものではなく、達成度合いが非常に高いと判断された場合であり、かつ、従業員に対する賞与月数を超えることはないものとする。

非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、譲渡制限付株式とし、定時株主総会終了後に付与する。業務執行取締役の１ヶ月分の月額報酬を基礎として、職位に応じた計数等を用いて計算された金額を、募集事項を決定する取締役会の前日の自社株式の終値で割った株数を付与する。

④基本報酬（金銭報酬）の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役会において検討を行う。後述⑤の委任を受けた代表取締役社長は取締役会の検討内容を尊重し，示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

ただし、業績連動報酬は毎年支給されるものではなく割合の目安に含めないものとする。

以上より、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬90%とする。

（参考：2020年３月期の業務執行取締役の報酬の内訳）

役位	基本報酬 （月額金銭報酬）	非金銭報酬等 （譲渡制限付株式）	業績連動報酬等 （役員賞与）
業務執行取締役	123,450千円	16,588千円	30,600千円
比率（全て）	72.4%	9.7%	17.9%
比率（賞与除く）	88.2%	11.8%	

⑤取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価配分とする。

代表取締役社長は、株主総会で定めた上限の範囲内及び社内で定めた方法に基づいて取締役の報酬を決定する権限を有する。

また、業務執行取締役の報酬については、社外取締役の意見を確認して決定する。

（２）取締役および監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の種類別の総額（千円）			報酬等の総額（千円）
		基本報酬	非金銭報酬等	業績連動報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	8名 （1名）	123,870 （7,200）	16,497 （－）	－ （－）	140,367 （7,200）
監査役 （うち社外監査役）	3名 （2名）	16,800 （12,000）	－	－	16,800 （12,000）
計 （うち社外役員）	11名 （3名）	140,670 （19,200）	16,497 （－）	－ （－）	157,167 （19,200）

（注）１．取締役の金銭報酬の額は、1992年10月28日開催の第15回定時株主総会において月額25,000千円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、９名（うち、社外取締役は１名）です。
また、金銭報酬とは別枠で、2018年６月21日開催の第41回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の額として年額20,000千円かつ20,000株以内とし、譲渡制限期間を３年間から５年間の間で取締役会が定めることと決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、８名です。

２．監査役の金銭報酬の額は、1992年10月28日開催の第15回定時株主総会において月額3,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、３名です。

３．非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「（1）役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、事業報告17ページ「５.当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

４．取締役会は、代表取締役社長稲葉利彦に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。また、業務執行取締役の報酬については、社外取締役の意見を確認して決定しております。

5．社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

当社と社外監査役　奥田かつ枝氏の兼職先である株式会社九段緒方ホールディングス、株式会社九段都市鑑定との間には特別な関係はありません。

当社と社外取締役　野末正博氏の兼職先である株式会社東京メガネとの間には特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

地　位	氏　　名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	野末（のずえ）　正博（まさひろ）	16／16回（100%）	—	社内での重要な会議にも出席し、独立して客観的な観点から、当社の経営に対して助言と提言を適宜行っております。特に、企業経営全般、コーポレート・ガバナンス、内部統制に関わる見識を活かし、本質を捉えた質問と問題提起を行うなど、取締役会の実質的かつ適切な監督を促す発言を行っております。
監査役	松井（まつい）　敏彦（としひこ）	16／16回（100%）	13／13回（100%）	その豊富な経験と経営に関する幅広い見識に基づき、当社の経営に対して客観的・専門的見地からの発言を行っております。
	奥田（おくだ）　かつ枝（かつえ）	16／16回（100%）	13／13回（100%）	その豊富な経験と経営に関する幅広い見識に基づき、当社の経営に対して客観的・専門的見地からの発言を行っております。

6．その他会社役員に関する重要な事項

当社と常務取締役　鎌田義次氏の兼職である排球堂マーケティング株式会社とは、バレーボール競技大会の運営等にかかる業務委託（当社受託者）取引があります。

5 会計監査人に関する事項

1．会計監査人の名称

2．当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

3．非監査業務の内容

4．会計監査人の解任または不再任の決定の方針

上記１から４は、法令および当社定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト（https://www.cerespo.co.jp/ir/stock/meeting.php）に掲載しております。

6 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は、業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システム構築に関する基本方針」を取締役会で決議しております。

1．取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

2．取締役及び従業員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

5．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

6．使用人の取締役からの独立性に関する事項

7．監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

8．取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制

9．監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

10．監査役の職務の執行について生ずる費用の償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

11．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

12．財務報告の信頼性を確保するための体制

上記１から12は、法令および当社定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト（https://www.cerespo.co.jp/ir/stock/meeting.php）に掲載しております。

7 業務の適正を確保するための体制の運用状況

1．取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

2．取締役及び従業員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

5．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

6．使用人の取締役からの独立性に関する事項

7．監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

8．取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制

9．監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

上記１から12は、法令および当社定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト（https://www.cerespo.co.jp/ir/stock/meeting.php）に掲載しております。

8 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営基盤の強化及び将来の事業展開に役立てるための内部留保の充実を図るとともに、配当につきましては、業績、財務状況等を勘案し、安定的な配当を継続して行うことを基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期の配当金は、業績及び財務状況等を総合的に勘案した結果、誠に遺憾ではございますが、無配とさせていただくこととしました。

（注）本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

貸借対照表

第44期（2021年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**3,599,089**
現金及び預金	1,370,720
受取手形	16,611
売掛金	1,060,855
未成請負契約支出金	682,533
原材料及び貯蔵品	36,333
前払費用	53,909
その他	383,874
貸倒引当金	△5,750
固定資産	**4,838,877**
有形固定資産	**3,619,559**
建物	280,704
構築物	7,026
機械及び装置	134
車両運搬具	102
工具、器具及び備品	14,803
土地	3,310,250
リース資産	6,538
無形固定資産	**143,578**
電話加入権	15,673
ソフトウエア	127,904
投資その他の資産	**1,075,739**
投資有価証券	10,097
出資金	200
長期貸付金	2,464
長期前払費用	256
敷金及び保証金	129,970
保険積立金	239,009
会員権	77,500
繰延税金資産	667,987
その他	17,871
貸倒引当金	△69,617
資産合計	**8,437,966**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**3,585,298**
買掛金	414,540
短期借入金	1,800,000
１年内返済予定の長期借入金	75,000
リース債務	2,523
未払金	310,666
未払法人税等	24,739
未払費用	17,964
前受金	730,852
預り金	7,783
賞与引当金	127,860
その他	73,366
固定負債	**300,173**
長期借入金	75,000
退職給付引当金	91,432
長期未払金	94,300
リース債務	4,791
資産除去債務	34,648
負債合計	**3,885,471**
純資産の部	
株主資本	**4,549,527**
資本金	**1,370,675**
資本剰余金	**2,186,820**
資本準備金	1,155,397
その他資本剰余金	1,031,423
利益剰余金	**1,037,934**
利益準備金	49,000
その他利益剰余金	988,934
繰越利益剰余金	988,934
自己株式	**△45,902**
評価・換算差額等	**2,967**
その他有価証券評価差額金	**2,967**
純資産合計	**4,552,495**
負債・純資産合計	**8,437,966**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

第44期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**4,394,504**
売上原価		**3,287,964**
売上総利益		**1,106,539**
販売費及び一般管理費		**2,935,921**
営業損失		**1,829,381**
営業外収益		
受取利息	39	
受取配当金	2,283	
保険事務手数料	1,868	
貸倒引当金戻入額	300	
保険解約返戻金	607	
雇用調整助成金	289,047	
その他	10,748	304,895
営業外費用		
支払利息	3,665	3,665
経常損失		**1,528,152**
特別損失		
投資有価証券売却損	13,659	
投資有価証券評価損	3,338	
減損損失	1,921	
リース解約損	12,288	31,209
税引前当期純損失		**1,559,361**
法人税、住民税及び事業税		24,131
法人税等調整額		△475,930
当期純損失		**1,107,562**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月19日

株式会社セレスポ
取　締　役　会　　御中

有限責任監査法人トーマツ
東　　京　　事　　務　　所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　香　川　　順　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　浅　井　則　彦　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セレスポの2020年4月1日から2021年3月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

（1）監査役会は、監査の方針および職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針および職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。なお、新型コロナウィルス感染症対策として一部監査等にＷｅｂ会議システムを利用するなどして行い、当初の監査計画をほぼ実行しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容、および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為、または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年5月18日

株式会社セレスポ　監査役会

常勤社外監査役　松　井　敏　彦　㊞

監　査　役　水　越　　潤　㊞

社外監査役　奥　田　かつ枝　㊞

以　上

メモ

会 場 の ご 案 内

ホテルベルクラシック東京
8階　ラプソディ

〒170-0005
東京都豊島区南大塚三丁目33番6号

TEL：03-5950-1200（代表）

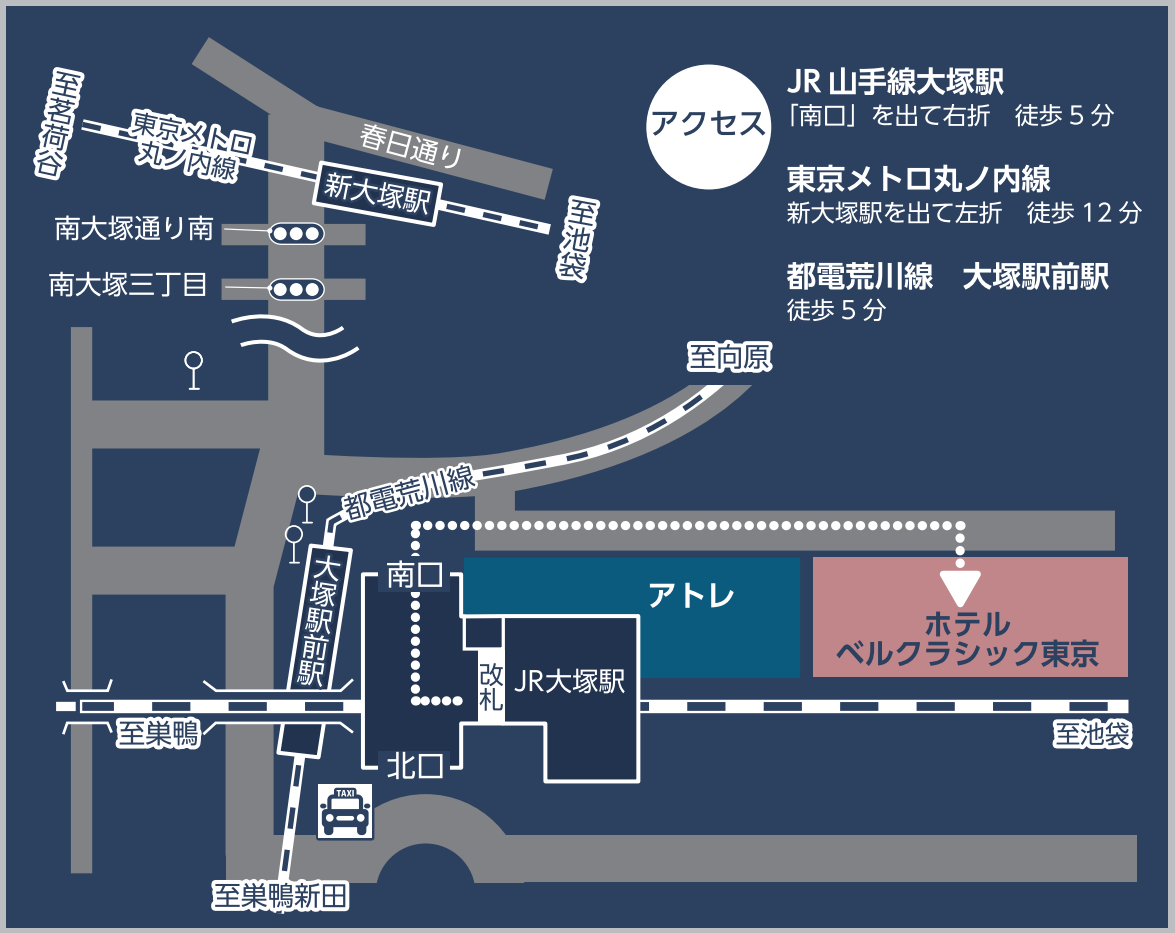

UD FONT

FSC www.fsc.org

ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080